

広島県告示第五百四十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和七年五月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号	平成二十四年広島県告示第六百六十四号		
所在地	内 広島県広島市安佐北区可部東五丁目及び同市安佐北区可部町大字下町屋地		
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の自然発生の原因となる現象の種類	土砂災害警戒区域
根谷川支川（五三五〇）	可部東五丁目（五七六三―一）	急傾斜地の崩壊	土砂災害警戒区域
土石流	根谷川支川（五三五〇）	急傾斜地の崩壊	土砂災害特別警戒区域
土石流	可部東五丁目（五七六三―一）	急傾斜地の崩壊	土砂災害特別警戒区域
土石流	根谷川支川（五三五〇）	急傾斜地の崩壊	土砂災害特別警戒区域